

海外販路開拓支援事業補助金のご案内

国際ビジネス展開を目指す中小企業の皆様へ

公益財団法人埼玉県産業振興公社では、県内中小企業の海外販路開拓を支援する支援機関等または複数で海外販路開拓に取り組む県内中小企業者に、その経費の一部を補助します。



海外販路開拓支援補助制度の概要

対象事業者 ①または②に該当すること	①県内に事業所を有する中小企業者の海外販路開拓を支援する県内の商工会議所、商工会、市町村、及び組合、業界団体 ②2者以上で海外販路開拓に取り組む県内中小企業の代表企業	
対象事業	対象事業者が県内中小企業の海外販路開拓を目的に、海外で実施する海外展示会出展事業	対象事業者が県内中小企業の海外販路開拓を目的に、海外で実施する海外商談会開催事業
対象経費	・出展料 ・展示備品・装飾費 ・展示関係物品輸送費 ・企業の資料翻訳・印刷費 ・現地通訳費 ・コンサルティング費 ・対象事業者職員渡航費・移動費 ※中小企業は除きます。 ※交付決定以前の取組に要した経費及び、国又は埼玉県の他の補助制度の交付対象となる経費、消費税は対象経費外です。	
補助率及び限度額	上記の対象経費総額の3分の2以内で上限100万円	
補助金の支払い	事業終了後に精算払い	
補助対象期間	補助金交付決定日から令和2年2月28日(金)までに執行した事業の経費	

・**募集期間** 令和元年5月20日(月)～令和元年6月3日(月) 審査会 6月上旬(予定)

・**申請書類** (1)補助金交付申請書(様式第1号)
(2)参加予定企業の会社案内
(3)事業実施主体の定款、規約、決算報告書、名簿等
(4)要綱第2条第5項に基づき、その要件を満たすことを証明する書類(組合・業界団体のみ)
*申請に必要な書類の様式は当会社ホームページからダウンロードできます。
(HPアドレス:<https://www.saitama-j.or.jp/shikin/overseas-subsidy2019/>)
*提出した書類は、交付決定結果の可否にかかわらずお返ししません。

・**申請方法** 申請の際には、事前に下記問合せ先に電話連絡をくださるようお願いいたします。

・**備考** 本補助金の諸条件は、「埼玉県産業振興公社商工団体等・企業連携海外販路開拓支援事業補助金交付要綱」によります。
*当会社ホームページからダウンロードできます。上記HPアドレスをご参照ください。

・**問合せ先** 埼玉県産業振興公社 取引振興部海外ビジネス支援グループ 井原・植竹
〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5大宮ソニックシティビル10階
TEL:048-647-4156 FAX:048-645-3286